

●香川県告示第17号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。

令和元年5月31日

香川県知事 浜 田 恵 造

沿岸名	漁港名	地区海岸名	海岸保全区域
讃岐阿波沿岸	櫃石漁港	櫃石漁港海岸	<p>1 指定場所 坂出市櫃石字北浦通、同字家群通地先</p> <p>2 指定区域 基点1、基点2、基点3、基点4、基点5、基点6、基点7、基点8、補助点5、補助点4、補助点3、補助点2、補助点1、補助点1から基点1を順次直線で結んだ区域</p> <p>3 基点及び補助点の表示（角度の表示は、方向角とする。）</p> <p>基点1 坂出市櫃石字北浦通259番1地先の標杭</p> <p>基点2 基点1から224度13分、2.6メートルの地点</p> <p>基点3 基点2から152度00分、92.2メートルの地点</p> <p>基点4 基点3から170度01分、57.5メートルの地点</p> <p>基点5 基点4から118度02分、8.8メートルの地点</p> <p>基点6 基点5から93度35分、29.6メートルの地点</p> <p>基点7 基点6から159度33分、41.2メートルの地点</p> <p>基点8 基点7から181度46分、13.6メートルの地点</p> <p>補助点1 基点1から345度50分、46.9メートルの地点</p> <p>補助点2 基点1から34度34分、64.3メートルの地点</p> <p>補助点3 基点3から82度59分、65.6メートルの地点</p> <p>補助点4 基点8から98度43分、50.9メートルの地点</p> <p>補助点5 基点8から173度40分、24.7メートルの地点</p>